

保育園らしくない保育園・事業設計業務

プロポーザル募集要領

令和6年3月25日

江府町役場・総務課

目 次

1 趣旨	P 2
2 概要	P 2
3 選定方法	P 2
4 担当部署	P 2
5 参加資格要件	P 2
6 スケジュール	P 3
7 一次審査における提出書類及び提出方法	P 4
8 コンセプト説明会	P 4
9 二次審査における提出書類及び提出方法	P 5
10 審査方法等	P 5
11 質問の受付	P 6
12 本設計業務の委託契約	P 6
13 著作権及び工業所有権等	P 6
14 その他	P 6
15 問合せ先	P 7

1 趣旨

この実施要領（以下「本要項」という。）は、保育園らしくない保育園・事業設計業務（以下「本業務」という。）の受託者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。令和6年3月に策定した保育園らしくない保育園・事業設計に係る基本的な構想（以下「基本構想」という。）を踏まえ、江府町では特に重要とされる保育時期における人との出会い、人を介して発生する様々な体験機会を最重要項目に設定し、多くに人との出会い、様々な体験を重ねながら特に社会性について成長することができる保育園の建築を行うものである。本事業は、保育園らしくない保育園・事業の設計業務を実施するにあたり、適切な技術力及び創造力を有するものを設計者として選定することを目的とする。

2 概要

(1) プロポーザルの名称

保育園らしくない保育園・事業設計業務プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

(2) 本プロポーザルの内容

本プロポーザルは、保育園らしくない保育園・事業の設計業務（以下「本設計業務」という。）に係る企画の提案である。

(3) 履行期間

契約の締結日から令和7年3月31日まで

(4) 業務委託料の上限額

95,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※上記金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を図る為に示すものであることに留意すること。また、見積額は上記の上限額を越えてはならない。

3 選定方法

本要項に記載する技術提案書を求め、提案事業者の経験並びに実施の能力、提案内容及び見積価格を総合的に比較検討し、最適な候補者を本プロポーザルにより選定する。

4 担当部署

江府町 総務課

5 参加資格要件

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たしていること。

① 単体企業及び共同企業団体の代表者は、平成24年度以降に、延べ面積の合計が1,000平方メートル以上の保育施設、学校施設の新増改築建築設計業務の基本設計又は実施設計の業務に係る契約を履行した実績があること。ただし、共同企業体での実績の場合は、上記業務を構成員として履行した実績があること。

② この公告日において、鳥取県西部地区（米子市、境港市、西伯郡及び日野郡）に本社または支店（営業所、事業所含む）を有し、一級建築士を4名以上配置しており、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者（以下「県西部建築士事務所」という。）。また、日本国内で一級建築士事務所の登録を受けている者は、県西部地区

の建築士事務所（一級建築士を4名以上配置）と共同企業体を形成することを条件として応募することができる。

③ 本町に競争入札参加資格審査申請書（指名願）を提出し、令和6年4月15日（月）正午までに受理された者で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない事業者であること。

④ 江府町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成26年1月1日告示第3号）の規定による指名停止を現に受けていない者及び国又は他の地方公共団体が行う競争入札への参加が停止されていない者であること。

（2）応募条件

- ① 提出書類は、1事業者（共同企業体の構成員を含む。）につき1案とする。
- ② 共同企業体で応募する場合は、名称を設定し、代表者となる団体等を選定すること。
なお、代表団体及び構成員の変更は、原則として認めない。
- ③ 出資比率については共同企業体間において取り決めるものとする。

（3）業務従事者

- ① 建築士法に規定する一級建築士の資格を有する（5年以上の建築設計業務に従事した実績を有する）管理技術者を配置すること。ただし、共同企業体の場合、その代表者から選出すること。また、管理技術者は、（1）①の施設についての基本設計又は実施設計の実績を有するものであること。
- ② 本業務の担当業務分野は、建築及び外構付帯建築物（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備の4分野とすることとし、業務分野ごとに資格を有する担当技術者を定めなければならない。なお、設備設計分野においては、協力設計事務所を置くことができる。
- ③ 受託者は管理技術者を補佐するために、各業務分野をとりまとめる主任技術者を配置することとする。主任技術者は一級建築士の資格を有することとし、各担当分野を兼任することができる。また、共同企業体の構成員は少なくとも1名以上、主任技術者を配置することとし、主任技術者は複数配置することができる。
- ④ 管理技術者、主任技術者、担当技術者は、提案事業者又は共同企業体の構成員又は協力設計事務所の組織と3か月以上の恒常的な雇用関係にあるかその代表者であること。
- ⑤ 提出書類に記載された管理技術者、主任技術者、担当技術者は、本業務の受託者として選定された場合、必ず本業務を担当すること。病気、死亡、退職等の極めて特殊な事情により変更する場合は、同等以上の技術者であることについて町から承認を受ける必要がある。

6 スケジュール

公募の開始 令和6年3月25日（月）
質問の受付 令和6年3月25日（月） ～ 令和6年4月 8日（月）
質問の回答 令和6年4月11日（木）

1次審査（提出期限） 令和6年4月15日（月）まで
1次審査（書類審査） 令和6年4月19日（金）まで
1次審査（結果通知） 令和6年4月23日（火）

コンセプト説明会	令和6年4月26日（金）
2次審査（提出期限）	令和6年5月14日（火）
2次審査（プレゼンテーション）	令和6年5月17日（金）※予定日
2次審査（結果通知）	令和6年5月下旬 ※別途、通知をします。
契約締結	令和6年6月中旬

7. 1次審査における提出書類及び提出方法など

（1）提出書類

本プロポーザルへ参加を希望する者は、下記の書類等を期限までに提出すること。

- ①参加申込書（様式第1号）
- ②参加申込者概要書（様式第2号）
- ③特定設計業務共同企業体協定書（様式第3号）

※様式第3号は、必要に応じて提出すること

（2）提出期限 令和6年4月15日（月） 午後3時まで

（3）提出方法

郵便又は持参により「4. 担当部署」へ提出すること。持参の場合は土日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで（期限日においては、午後3時まで）に提出すること。また、郵送により提出する場合は、一般書留又は簡易書留により提出期限内に必着のこと。

（4）提出部数

8部（正本1部とし、副本7部は複写で可）作成し提出すること。

（5）結果通知

審査の結果については、1次審査の参加者全員に通知する。なお、非選定となった場合には、その理由も併せて通知するものとし、非選定に係る通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日（その期間中に休日等がある場合においては、当該休日等を除く。）以内に、書面（様式は任意）により、その理由について説明を求めることができる。

8. コンセプト説明会

1次審査の合格者を対象に、保育園らしくない保育園事業コンセプト説明会を下記のとおり開催するので、積極的な参加をお願いします。

（1）開催日

令和6年4月26日（金） 13:30～15:00

(2) 説明内容

保育園らしくない保育園に係るコンセプトについて

9. 2次審査における提出書類及び提出方法など

(1) 提出書類

下記の書類等を期限までに提出すること。

- ① 価格提案書（様式第4号）
- ② 「企画提案書作成要領」に基づく書類（各自由書式）

(2) 提出期限

令和6年5月14日（火） 午後3時まで

(3) 提出方法

郵便又は持参により「4. 担当部署」へ提出すること。持参の場合は土日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで（期限日においては、午後3時まで）に提出すること。また、郵送により提出する場合は、一般書留又は簡易書留により提出期限内に必着のこと。

(4) 提出部数

8部（正本1部とし、副本7部は複写で可）作成し提出すること。

(5) プレゼンテーション

別紙「企画提案書作成要領」に基づき作成及び提出された各書類について、下記日程でプレゼンテーションを行うこと。プレゼンテーションに係る詳細は、別途通知を行う。

- ① プレゼンテーション実施日 令和6年5月17日（金）
- ② プレゼンテーション会場 江府町役場 1F 防災会議室

(6) 結果通知

審査の結果については、2次審査の参加者全員に通知する。なお、非選定となった場合には、その理由も併せて通知するものとし、非選定に係る通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日（その期間中に休日等がある場合においては、当該休日等を除く。）以内に、書面（様式は任意）により、その理由について説明を求めることができる。

10. 審査方法等

(1) 審査

1次審査における提出書類については、江府町総務課（事務局）において審査を行う。

2次審査については、提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、江府町審査員会で審査し、審査員全員の合意のもと最優秀者を選定する。

(2) 最優秀案等の選定

審査の結果、評価の高い順に優秀案を選定し、最高点を得たものを最優秀案として選定する。なお、審査の結果によって、優秀案及び最優秀案を選定しない場合がある。

1 1 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり受け付けるものとする。

(1) 質問方法

質問書（様式第5号）を下記のアドレスまで送付することとする。なお、必ず電話により受信確認をすること。

電子メール h_rashikunai@town-kofu.jp

※ h と ra の間にアンダーバーが入ります

(2) 質問受付期限及び回答

「6.スケジュール」のとおりとする。なお、回答にあたり、質問した者の社名又は名称等は明らかにしない。また、質問内容に事業者が特定されるものがある場合は、回答から除外することがある。

1 2 本設計業務の委託契約

町は、10により選定された最優秀案の提案者と本設計業務に関する契約の締結に係る交渉を行う。なお、当該交渉が不調となった場合は、優秀案のうち評価の高いものから順に、その提案者と当該交渉を行う。

1 3 著作権及び工業所有権等

(1) 提案事項の利用

企画提案書を提出した者（以下「提出者」という。）は、町に対し、当該提案書により提案した事項（以下「提案事項」という。）が、次に掲げる方法により利用されることを承諾するものとする。

ア 当該提案事項を利用して本設計を行うこと。

イ アのために必要な範囲において、町自らが当該提案事項を複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること、又は町が委託した第三者をして当該提案事項を複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

(2) 工業所有権等の明示

提案事項に提出者以外の者が所有する著作権又は工業所有権等が含まれる場合においては、その旨を当該提案書に記載すること。

1 4 その他

(1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加希望者の負担とする。

(2) 審査の公平性に影響を及ぼす行為があったと認められた場合は、当該行為を行った者は、本プロポーザルに参加する資格を失う。

- (3) 提案された内容がこの要項に定める条件を極端に逸脱している場合は、当該提案を無効とする場合がある。
- (4) 提案事項は、未発表のものに限る。
- (5) 原則として、提出された提案書その他の書類は、返却しない。
- (6) 提出された提案書その他の書類は、選定に係る作業に必要な範囲において複製する。
- (7) 提出期限後における提案書の再提出及び差し替えは、原則として認めない。
- (8) 提案書その他の書類に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。
- (9) 配置予定技術者は、原則として、変更することができない。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない理由により変更が必要となった場合は、この限りでない。
- (10) 参加申込後に指名停止措置を受けた場合は、本設計業務に関する契約を締結しない。
- (11) 此度のプロポーザルで選定された提出案を起用するのではなく、あくまで参加者の技量を計るためのものである。その為、本設計については、選定業者、起案者、その他関係企業体との協議を経て、進めていくものとする。

1 5 問合せ先

郵便番号 689-4401

鳥取県日野郡江府町江尾1717番地1 江府町役場 総務課

電話番号 0859-75-2211

ファクシミリ 0859-75-2389

電子メール h_rashikunai@town-kofu.jp